
1001. 船舶基本情報登録

業務コード	内 容
VBX	船舶基本情報登録

1. 業務概要

本船単位の船舶基本情報を、本邦入港前に登録する。

本業務の後に、税関の確認を受ける必要がある。

登録された船舶基本情報は、本業務の入力日または税関の確認日から一定期間経過した後に、システムから削除される。

2. 入力者

船会社、船舶代理店

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者が船会社の場合は、入力された船舶運航者と同一会社であること。

③入力者が船舶代理店の場合は、本邦のいずれかの港において、入力された船舶運航者と受委託関係がシステムに登録されていること。(受委託関係チェックの詳細については「船会社受委託関係情報登録(VCA)」業務を参照。)

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(3) 船舶DBチェック

入力された船舶コードに対する船舶DBが存在しないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-00000-00000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。

(2) 船舶DB処理

①入力された船舶コードに対する船舶DBを作成する。

②入力内容を登録する。

(3) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 登録された船舶基本情報は、外国貿易船及び特殊船舶として登録される。

(2) NACCSから関連省庁システムに情報を送信する際に、NACCSと関連省庁システム間で障害等を検出した場合は、処理結果通知にエラーを出力する。